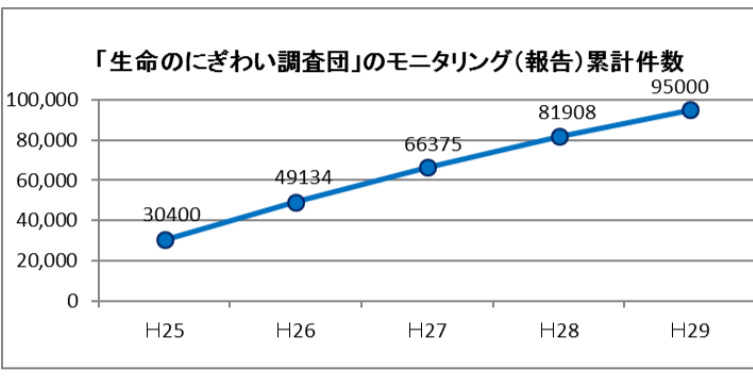
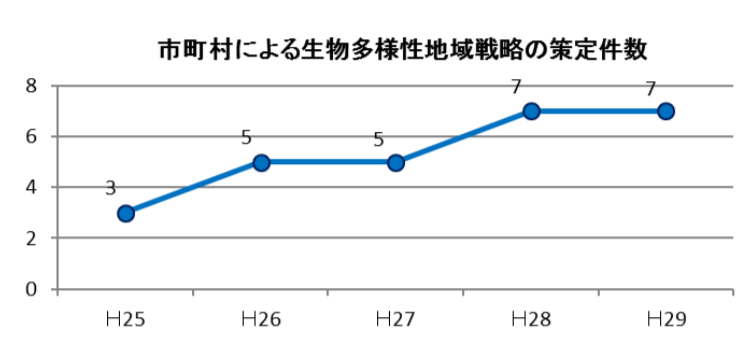
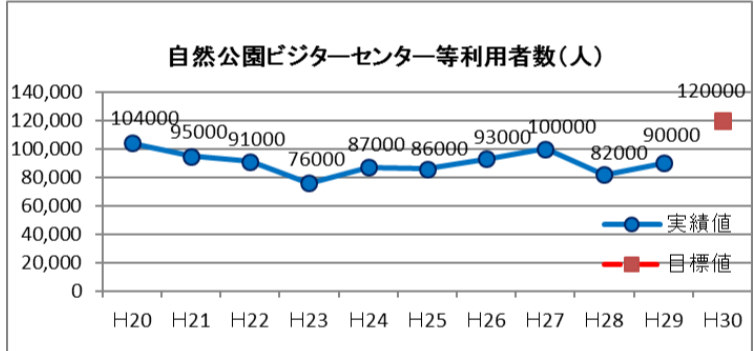
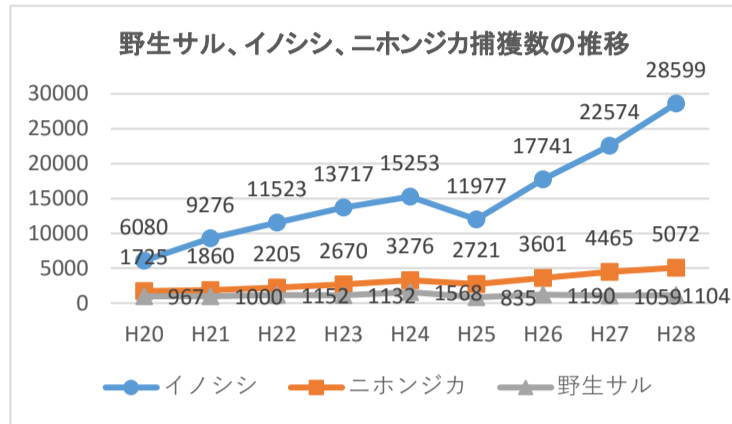


現環境基本計画の成果と今後の課題（平成20年度～29年度）

テーマ	主な取組・成果	主な今後の課題
<p>1 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性センターが中心となって、市町村による生物多様性地域戦略の策定、生命のにぎわい調査団、生物多様性地理情報システム、生物多様性ちば企業ネットワーク、普及啓発等の取組を推進した。 県民参加によるモニタリング事業「生命のにぎわい調査団」については、報告件数が目標件数を大幅に超えた。  <p>「生命のにぎわい調査団」のモニタリング(報告)累計件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域における主体的な取組を促進するため、<u>より多くの市町村で生物多様性地域戦略が策定されるよう、市町村への情報提供、人的支援等の取組を推進する必要がある。</u>  <p>市町村による生物多様性地域戦略の策定件数</p>
<p>2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園区域では、原生的自然環境を保護するため、法令に基づく行為規制を実施した。 自然環境保全地域は、指定地域の現状を確認し適切に保全するため、変遷調査を実施した。 自然公園施設や首都圏自然歩道では、老朽化した施設の再整備や、防護柵や標識の整備を実施した。 自然公園ビジターセンター等の利用者数は、東日本大震災の影響などによる減少から持ち直しつつあるが、目標値には達していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園や自然環境保全地域等を取り巻く自然状況や社会状況の変化により、自然環境への影響が懸念される。 自然公園施設等の利用者数の減少は、各施設が野外活動を中心とした施設であるため、気象状況による利用者への影響や、利用者のニーズの多様化が大きな要因であることから、<u>施設の見直しやイベントの開催などにより利用者数の改善を進めていく必要がある。</u>  <p>自然公園ビジターセンター等利用者数(人)</p>
<p>3 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画推進事業の実施、県有林における森林整備等を通じて適切な森林管理・整備の推進を実施した。 耕作放棄地再生推進事業による耕作放棄地の解消、環境保全型農業の推進により、農地の確保に努めた。 印旛沼、手賀沼については、「湖沼水質保全計画」の着実な推進を図り、各種計画に基づく水環境の保全に取り組んだ。 東京湾の水質浄化については、「東京湾総量削減計画」に基づく対策を推進し、啓発活動などとあわせ、汚濁負荷量を削減するための各種取組を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林資源は、木材価格の低下傾向により所有者の経営意欲が低迷しており、<u>担い手の育成強化、小規模な民有林の整備が課題</u>となっている。 印旛沼及び手賀沼については、各種対策を総合的に推進してきたところだが、<u>環境基準を達成しておらず、より一層の水質改善が必要</u>である。 海域の環境基準達成率については、水域の利用目的に応じて厳しい基準を適用している水域で達成状況が悪い状況にある。流域の汚濁負荷量は、様々な取組により低下しているが、気象など自然環境の変化による要因もあり、改善には長期間を要している。
<p>4 都市における緑と水辺のネットワークづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立都市公園の整備や、緑化協定締結により、緑の空間の創造を図るとともに、都市緑化の普及・啓発、農業体験施設や直売所等の利用促進を通じた意識の高揚を図った。 多自然川づくりの考え方を踏まえた河川整備を実施した。 千葉県河川海岸アダプトプログラムによる草刈等の河川美化活動を行った。 道路、護岸等に生物の移動に配慮した構造等を取り入れ、動植物の生息・生育環境の連続性の確保に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の整備を推進する必要があるが、<u>既存施設の維持補修を優先させており、新規整備が財政的に難しい。</u> <u>河川海岸アダプトプログラム参加団体の一部には、構成員の高齢化が進み、活動の継続を断念してしまう団体がでてきている。</u>

5 野生生物の保護と管理

- 平成 29 年 3 月に第 12 次鳥獣保護管理計画を策定し、野生鳥獣の保護と管理に関する総合的な対策を推進するとともに、同年 3 月に第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ）を策定し、計画的な防護及び捕獲並びに生息環境管理を実施した。
- 特定外来生物防除実施計画に基づき、カミツキガメ、アカゲザル、キョン及びアライグマの防除を実施した。
- 傷病鳥獣の救護のため、救護ボランティアや県獣医師会の協力のもと、鳥獣保護思想の普及に努めた。



- 効率的に被害対策を進めるためには、行政や関係団体、及び地域住民が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら防護、捕獲、生息環境管理による総合的な対策を行い、農業被害等を減少させる必要がある。
- 引き続き、県、市町村による捕獲を進めるが、より効果的な捕獲方法の開発などが必要である。また、新たな外来生物の野生化を防止するため、飼育個体の逸走、放獣が行われないよう、普及啓発を行う必要がある。

